誰でも出来る簡単特許調査方法 補足資料



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 臨床研究·治験基盤事業部 2015年9月 高橋 弘

はじめに

- ・知的財産とは
 - ・知的財産、知的財産権の種類
- 知い財産立国と特許マインド
- ・大学の新たな役割
- 日本の医薬品輸出入額
- アカデミアから、なぜ特許出願が必要か
- 特許法について
 - 目的と発明の実施
 - ・発見と発明の違い
 - ·米国最高裁 Myriad 判決
 - 米国特許法
 - 方法の発明と物を生産する発明
 - ・ライゼンス
 - 特許権の存続期間と効力
 - •特許要件
 - •新規性と進歩性
 - 先願
 - 記載不備(実施可能性要件)
 - 特許法の重要は変更点
 - 特許異議申立
 - 特許出願の流れ
 - ・平成23年改正 新規性喪失の例外
 - ・平成23年改正 移掘計場をの創設

- •不特許事由と医療行為・医療方法
- ・医療行為・医療方法の発明の重要な変更点
- •平成21年度特許審査基準の改定の意味
- ・欧米の医療行為・医療方法発明の特許保護
- 大学教員等の発明の取り扱いと発明届出制度
 - 大学内の発明届出と出願の流れ
 - 職務発明
 - 文科省への報告義務
 - · 発明届
 - 日本版バイ・ドール法
- 公報の種類
- 外国特許の取得方法
 - -欧州特: 带度
 - ・米国特: 制度
 - ・JSTの外国特許出願支援制度
- •特許調査の重要性
 - 特許調査の種類と調査方法
 - ・日米欧特許庁とMPOでの特許調査
 - ・WIPO、パテントファミリーとは
 - ·国際特許分類 IPC
 - ・各国の特許分類とCPC
- ・特許調査の注意点
- 特許検索例(キーワード検索、特許分類検索)

はじめに

「誰でも出来る簡単特許調査方法」は、

大学、特に医科系の大学の研究室におられる先生方、または研究支援の方々が、簡単な特許情報であれば、知的財産本部やTLOにお願いしなくても、ご自分のパソコンから、特許情報を無料で気軽に入手できるように、日米欧の特許庁とWIPOでの簡単な特許検索方法を分かり易く提供することを目的として作成しました。

無料の検索システムですから、当然、限界があり、百件を越える本格的な先行技術調査には、 有料の特許検索システムを利用されることをお勧めしますが、両者をうまく使い分けて 効率的な特許調査を行って頂ければ幸いです。

なお日米欧の特許庁、WIPOは大変裕福なので、度々、ホームページの変更を行いますので、皆さんが実際に検索する際には、既に画面が変更されている可能性があります。しかし、画面が変更される前に、一度でもパソコンで本書をなぞって頂いておけば、何ができるか、意外に操作が簡単なことが分かり、たとえ画面が変更されても、楽に対応できますので、なるべく早い時期に一度本書に従って調査方法をなぞって見て下さい。

「補足資料」は、知的財産や特許調査に詳しくない方のための参考資料です。必要に応じて、 ご参照下さい。本資料が少しでも、皆さんの研究のお役に立てば、大変嬉しいことです。 2011年8月

知的財産、知的財産権とは

知的財産基本法(平成14年法律第122号)の第2条の規定によれば、

「知的財産」とは、

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの (発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、 商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報は、いわゆる、「ノウハウ」と呼ばれるものですが、ノウハウを保護する法律は、現在のところ、民法、刑法、不正競争防止法のみです。

知的財産、知的財産権の種類

知的財産(権)とは、

- ●特許権(特許法)→発明を保護、出願日から20年
- ●実用新案権(実用新案法)→考案を保護、出願日から10年
- ●意匠権(意匠法)→デザインを保護、登録日から20年
- ●商標権(商標法)→商品名等を保護、登録日から10年、更新可



産業財産権 (工業所有権) 特許庁

- ●商号権(会社法、商法)→商号(会社・商人がその営業活動において自己を表示する名称)
- ●著作権(著作権法)→登録不要、創作時に発生。著作者の死後50年(文化庁)→TPP 70年?
- ●回路配置権(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- ●育成者権(種苗法)→植物新品種を保護、登録から25年(農水省)
- ●企業秘密等(民法、刑法、不正競争防止法)→営業秘密やノウハウを保護 不正競争防止法→パリ条約→TRIPS協定→産業財産権の補完的保護、民法709条

知的財産立国と特許マインド

●日本は資源が乏しいため、外国から資源を輸入し、それを加工・輸出して、利ザヤを稼いで生きて行くしかないと昔から言われてきましたが、外国と同じものを製造販売していては、単なる価格競争に陥り、人件費の安い開発途上国との競争に生き残って行けません。

日本は 1990年代前半迄、家電製品、 半導体、自動車等で圧倒的な世界的 シエアを有していましたが、米国のIT 革命、韓国、中国等の激しい追い上げ により、その地位を失いつつあります。



平成15年3月 内閣に知的財産戦略本部を 設置。知的財産立国を目指す。



知的財産権により、開発技術を保護し外国企業が真似できない製品を製造販売すべき。



国際競争力を確保するためには、 優れた製品を生み出す技術開発が必要 →技術立国



優れた技術を開発するだけでは、外国企業に直ぐに真似されるので、十分でない。

特許マインド知財マインドとは?



- ●得られる研究成果の何かが特許になるか?
- ●得られた研究成果を如何に特許に仕上げるか?
- ●取得した特許等を如何に活用して行くか? を常に考えること、及び、
- ●他人の知財を尊重することが、 特許マインド、知財マインドであり、 知的財産立国実現のために不可欠なものです。

大学の新たな役割

【従来の大学の役割】〈学校教育法 第52条→平成19年6月 第83条に改正〉

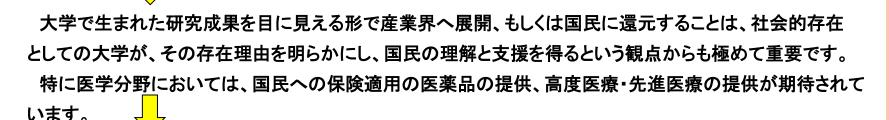
大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。(研究と教育)



2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供する ことにより、社会の発展に寄与するものとする。(平成19年 2項「社会への貢献」が追加)



- ●国立大学法人法 平成16年改正 第22条1項5号
 - 5 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

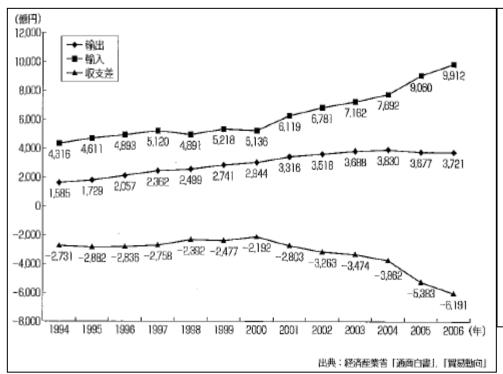


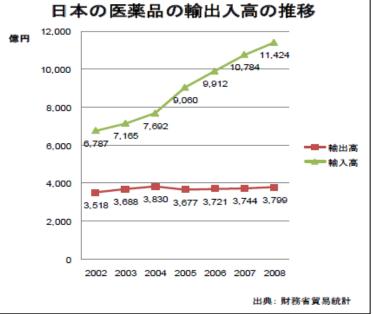
医薬品開発には、製薬会社の参加が不可欠ですが、製薬会社は製品の独占販売権を確保できなければ、 大きなリスクと莫大な投資を要する医薬品の開発は行いません。

このため、大学の先生方が、研究成果を先ず特許出願し、製薬会社へ実施許諾することが 先生方の研究成果を医薬品として国民に提供するためには、どうしても必要です。

また、法人化に伴い、特許収入による研究の一層の推進(知的創造サイクル)も求められています。

日本の医薬品の輸出入高



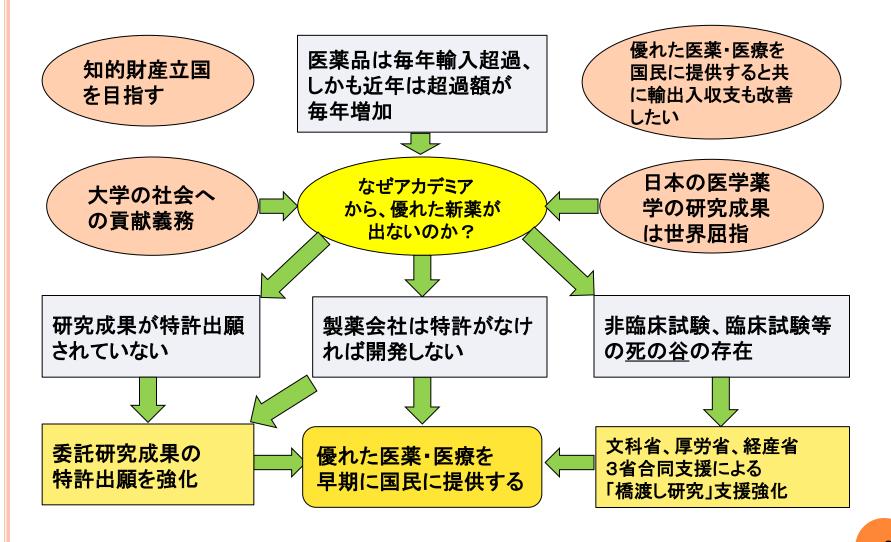


医薬品産業は典型的な知識集約型の高付加価値産業で 研究の盛んな日本が本来は優位性を発揮すべき分野ですが、 日本の医薬品の輸入超過額は、年々大きくなっています。



厚労省の「新医薬品産業ビジョンと創薬のための5か年戦略」に次いで、2007年に 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(文部科学省・厚生労働省・経済産業省) が策定され、文科省ライフサイエンス課の橋渡し研究プログラム等が強力に推進されて来たところです。

なぜアカデミアで特許出願が必要なのか



特許法 目的と発明の実施

(目的)

第1条

この法律は、<u>発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、</u>もつて<u>産業の発達に寄すること</u> <u>目的</u>とする。

(定義)

第2条

この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

- 3項 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
 - (1)<u>物の発明(プログラム等を含む)で</u>は、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい)、
 - 輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む)をする行為
 - (2)方法の発明では、その方法を使用する行為
 - (3)物を生産する方法の発明では、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、

譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

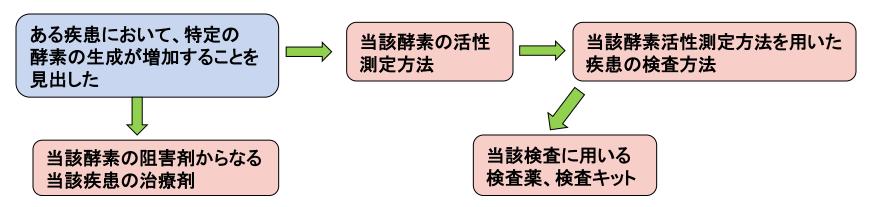
発明のカテゴリー 3種

発明と発見の違い 発明の捉え方

自然界に存在する微生物や植物中に存在する有用成分は、もともと、自然界に存在している物ですが、スクリーニング、抽出、単離、精製、修飾等の<u>人為的手段を加えて産業上有用な物にした物に</u>は、特許が与えられます。

(例) 微生物が生産する抗生物質、当該抗生物質を生産する微生物 植物から抽出・単離された薬用成分 →ヒトcDNA(2013年6月米国最高裁Myriad判決)

新しい現象を見出しても、それは発見であって、そのままでは、特許が得られる発明にはなりません。



発見に人に有用な物・方法を提供するための人為的な工夫を加えることによって、学術的な発見から、産業上有用な発明に変えることが大切です。



米国最高裁 MYRIAD判決の影響

●2014年3月 § 101(特許を受けることができる発明) *Mayo-Myriad* Guidance 遺伝子のみならず、単離、精製された自然物やその組合せの特許適格性を否定した。

[Three-Part Test]

<Qustion1>クレームは4つの特許カテゴリー(方法、機械、製法、組成物)に関するものか?

<Question3>クレームは全体として、判例法上の例外事項と著しく異なるものを記述しているか?

- →しかし、Example Cの花火に使われている火薬(gunpowder)が自然物とは著しく異なるものではないと例示したため、USPTOは嘲笑の的となった。
- ●2014年6月19日 Alice Corp. v. CLS Bank 最高裁判決

コンピュータを用いた債務のリスク管理方法の発明→抽象的アイデアが従来のアイデアを著しく超えるものではないとして、特許性を否定。 \rightarrow Preliminary Examination Instruction 公表

●2014年12月16日 米国特許庁は、特許適格性について下記の暫定ガイダンスを発表した。

2014 Interim Guidance on Patent Subject Matter Eligibility

<Step1>クレームは4つの特許カテゴリー(方法、機械、製法、組成物)に関するものか?

⟨Step2A⟩クレームは判例法上の例外事項(自然物、自然現象、抽象的アイデア、自然法則・自然原理)に関するものか?

米国特許法

第101条(特許を受けることができる発明)

新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる。

「特許適格性」

第102条(特許要件:新規性)

(a) 新規性: 先行技術

「新規性」

何人も特許を受けることができるものとするが、次の事情があるときは、この限りでない。

- (1) クレームされた発明が、当該クレームされた発明に係る<u>有効出願日前に特許されていた</u>、 <u>印刷刊行物に記述</u>されていた、又は、<u>公然使用、販売その他の形で公衆の利用に供されていた</u> <u>た</u>こと、又は
- (2) クレームされた発明が、第151 条に基づいて発行された特許又は第122 条(b)に基づいて 公開されたか公開されたとみなされる特許出願に記述されており、それにおいて、その特許 又は出願の何れか該当するものものが、他の発明者を記名しており、かつ、クレームされた 発明に係る有効出願日前に有効に出願されていたこと

先発明主義から先願主義に 移行した際に、米国特許法に 特有の項が減りました。

米国特許法 § 102の例外(GRACE PERIOD)

- (b) 例外
- (1) クレームされた発明に係る有効出願日前1 年内にされた開示

クレームされた発明の<u>有効出願日前1年内にされた開示</u>は、クレームされた発明に対する (a)(1)に基づく先行技術ではないものとするが、次の事項を条件とする。

- (A) その開示が発明者若しくは共同発明者によって、又は発明者又は共同発明者から直接 又は間接に開示された主題を取得したそれ以外の者によってなされたこと、又は
- (B) 開示された主題が、同開示の前に、発明者若しくは共同発明者によって、又は発明者又は共同発明者から直接又は間接に開示された主題を取得したそれ以外の者によって公然開示されていたこと
- (2) 出願及び特許に表示されている開示

開示は、次の事情があるときは、クレームされた発明に対する(a)(2)に基づく先行技術ではないものとする。

- (A) 開示された主題が発明者又は共同発明者から直接又は間接に取得されたこと
- (B) 開示された主題が、同主題が(a)(2)に基づいて有効に出願される前に、発明者若しくは共同発明者によって、又は発明者又は共同発明者から直接又は間接に開示された主題を取得したそれ以外の者によって公然開示されていたこと、又は
- (C) 開示された主題及びクレームされた発明が、クレームされた発明に係る有効出願日まで、同一人によって所有されていたか又は同一人への譲渡義務を条件としていたこと
- (c)以下は表示省略

米国特許法 § 103 (特許要件: 自明でない主題)

第103条(特許要件:自明でない主題)

クレームされた発明についての特許は、クレームされた発明が第102条に規定されているのと同じ方法で開示されていない場合であっても、クレームされた発明と先行技術との間の差異が、クレームされた発明が全体として、クレームされた発明の有効出願日前に、クレームされた発明に係る技術において通常の技倆を有する者にとって自明であると思われる場合には、取得することができない。特許性は、その発明がされたときの態様によっては否定されないものとする。

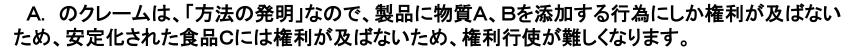
日本特許法の「進歩性」

「方法の発明」と「物を生産する方法の発明」の違い

●「物を生産する方法の発明」も「方法の発明」の1つですが、物を生産する方法の発明が、方法の発明と分けて設けられているのは、物を生産する方法の発明では、当該方法により生産した物にまで権利が及ぶからです。

【例】

- A. 「方法の発明」 物質Aと物質Bを用いて、食品Cを安定化させる方法。
- B.「物を生産する方法の発明」 物質Aと物質Bの存在下に食品Cを調製する食品Cの製造方法。



B. のクレームですと、「<mark>物を生産する方法の発明」</mark>なので、物質A、Bが入っている食品Cに権利が 及ぶため、流通過程での特許侵害を証明しやすく、侵害を阻止しやすくなります。

「物の発明」が最強と言われるのは、その「物」を使う全ての行為に権利が及ぶからです。

実施許諾(ライセンス)

(専用実施権)

第77条 特許権者は、その特許権について専用実施権を設定することができる。

2 <u>専用実施権者</u>は、設定行為で定めた範囲内において、<u>業としてその特許発明の実施をする</u> 権利を<u>専有</u>する。

(通常実施権)

第78条 特許権者は、その特許権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で<u>定めた範囲内において</u>、 業としてその特許発明の実施をする権利を有する。

専用実施権者は、1人ですが、 通常実施権は、何人にでも実施許諾できます。 また独占禁止法の不公正な取引方法に触れない 範囲で、実施条件を付けることも可能です。 専用実施権、通常実施権は、特許庁の特許登録原簿に設定登録でき、第三者に対抗できます。

平成21年4月1日施行の新設の34条の2、34条の3で 仮専用実施権、仮通常実施権の設定登録も可能に なりました。また契約の内容の開示も企業秘密に 属すものは制限されることになりました(186条)。

医薬・バイオに関する特許のライセンスに伴うロイヤルティ料率は、産業別で最も高く国内平均で6%程度です。

特許権の存続期間と効力

(特許権の設定の登録)

第66条 特許権は、設定の登録により発生する。

特許権は、特許査定を受けても発生しません。 登録料を納付し登録原簿に登録されて初めて、 独占排他権としての特許が誕生します。

(存続期間)

第67条 特許権の存続期間は、特許出願の日から20年をもつて終了する。

2 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による 許可その他の処分であって当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を 要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることが できない期間があつたときは、5年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

> 医薬・農薬に関する特許権存続期間の延長登録の規定です。実施できない期間は、 あくまで特許登録後の期間であること、一定期間内に延長登録出願が必要なことに 注意が必要です。

(特許権の効力)

第68条 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

特許発明の実施の種類については、第2条を参照して下さい。

特許要件

(特許の要件)

第29条→新規性

<u>産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受ける</u>ことができる。 <u>産業上有用であること。(有用性)</u>

- (1)特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明 (公知)
- (2)特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明 (公用)
- (3)特許出願前に日本国内又は外国において、<u>頒布された刊行物</u>に記載された発明又は<u>電気通信回線</u>を 通じて公衆に利用可能となった発明

第29条2項→進歩性

当業者と言います。

特許出願前に<u>その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明</u>をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。 会は、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許出願は出願から1年半で公開されますが、 大公開の先願の特許出願も先行技術になります。

第29条の2→拡大された先願の地位

特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であって当該特許出願後に特許公報の発行若しくは出願公開又は実用新案公報の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された発明又は考案(その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。)と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新業9登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

新規性と進歩性

【公開されていた特許明細書の記載事項】

特許出願前に既に公開されていた特許明細書に記載されていたことは、<u>特許請求の範囲の記載のみでなく、全文が先行技術として、新規性、進歩性の判断資料になります</u>。特許の請求範囲に記載がなくても、特許明細書のどこかに記載されていれば、公知です。

【新規性、又は進歩性の欠如】

ただ1件の先行技術文献によって、特許出願が拒絶される場合は、全く同じ発明と言うことで、 新規性の欠如として判定されます。

これに対して、複数の先行技術文献を組み合わせることによって、発明が容易に導き出せるとして、特許出願が拒絶される場合は、進歩性の欠如です。進歩性欠如との拒絶理由に対しては、多くの場合、反論の余地があります。

「<u>組み合わせの動機付け</u>を与える先行技術が存在しない」 との反論はしばしば有効です。

研究会等で出席者に秘密保持義務を課して、 話した内容は公知ではありません。 研究内容の発表に際しては、出席者に秘守 義務を課すように注意しましよう。



先願

(先願)

第39条

同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、<u>最先の特許出願人のみ</u>が その発明について特許を受けることができる。

2 同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。

特許出願の記載不備(実施可能性要件)

(特許出願)

第36条

- 4 前項第3号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - ー 経済産業省令で定めるところにより、<u>その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する</u>者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。
 - 二 その発明に関連する文献公知発明(第29条第1項第3号に掲げる発明をいう)のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。
- 5 第2項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、 一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

多項性クレームの容認。発明を複数の請求項で 様々な表現で記載しても良い。

- 6 第2項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - ー <u>特許を受けようとする発明が<mark>発明の詳細な説明に記載したもの</mark>であること</u>。
 - ニ <u>特許を受けようとする発明が明確</u>であること。
 - 三 請求項ごとの記載が簡潔であること。
 - 四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

発明が実施できるように(<u>実施可能性要件)</u>、十分に開示されていることが必要です。 説明が不足していた場合は、<u>記載不備と</u>なり、補正できないので、注意が必要です。 権利と義務の関係

特許法の重要な変更点

①審査請求期間の短縮

以前の特許出願の<u>審査請求期間</u>は、出願日から7年でしたが、<u>平成13年(2001年)10月1日以降の出願から出願日から3年に短縮</u>されました。

②異議申立制度の廃止と復活

平成8年(1996年)1月1日に出願公告制度が廃止され、特許公告公報が無くなると共に、特許査定後の特許公報が発行され、特許付与後に異議申立を行う特許付与後異議制度になりました。更に平成16年(2004年)1月1日から、異議申立制度が廃止され、特許後、いつでも誰でも請求可能な無効審判制度のみになりました。→平成26年法で、再び特許異議申立制度が復活し、平成27年4月1日から再開されました。特許異議申立の対象となるのは平成27年4月1日以降に特許掲載公報の発行がされた特許です。同時に、これまで何人も請求可能だった無効審判請求が、利害関係者のみ請求可能に変更されました。

③補正の制限

最初の拒絶理由通知を受ける前は、いつでも明細書の補正が可能ですが、最初の拒絶理由通知を受けた後は、最初の拒絶理由通知(1回目)と最後の拒絶理由通知(2回目)の2回しか補正が出来ず、かつ、最後の拒絶理由通知(2回目)を受けた後は、補正できる範囲が限定されます。2回の補正で許可されないと、拒絶査定となり、拒絶査定不服審判を請求せねばならなくなりますので、明らかに過大であるクレームは避け、2回の審査で特許査定が得られるように注意が必要です。

特許法の重要な変更点

④<mark>開示要件。米国特許法では、出願人が出願時に最適と信ずる実施態様を開示していないと特許無効事由になります(best mode違反)→2011年9月に米国特許法が大改正され、米国特許の無効事由ではなくなりました。しかし、<u>§ 112の明細書への記載義務は残っていますし、</u>日本特許庁の平成21年1月以降の特許出願の明細書作成要領には、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ記載することとされています。</mark>

⑤<u>平成23年6月 新規性喪失の例外適用規定の改正(特許出願前にした学会発表等の救済規定)</u> 従来は、極めて限られた学会発表等が対象でしたが、米国のgrace periodと同様に、発明者の行為に起因してなされた事柄に拡大されました。施行は平成24年4月→後述。

⑥平成27年7月 職務発明規定の改正

発明に対する特許を受ける権利は、当該発明の発明者に帰属します。そこで、従来から、職務発明においても、特許を受ける権利は、発明者である従業者等に帰属していましたが、今回の改正により、職務規程等の規約により、発明が生じた時点から、使用者等に帰属させることが可能になりました。→後述。

特許異議申立

第113条(特許異議の申立て)

何人も、特許掲載公報の発行の日から6月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、<u>請求項ごとに特許異議の申立て</u>をすることができる。

- 一 その特許が第17条の2第3項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願(外国語書面 出願を除く。)に対してされたこと。
- 二 その特許が第25条、<u>第29条、第29条の2</u>、第32条又は第39条第1項から第4項までの規定に 違反してされたこと。 特許要件や発明の開示要件等を満たしていない出願が対象
- 三 その特許が条約に違反してされたこと。
- 四 その特許が<u>第36条第4項第1号又は第6項(第4号を除く。)に規定する要件を満たしていない</u> 特許出願に対してされたこと。
- 五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した 事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないこと。

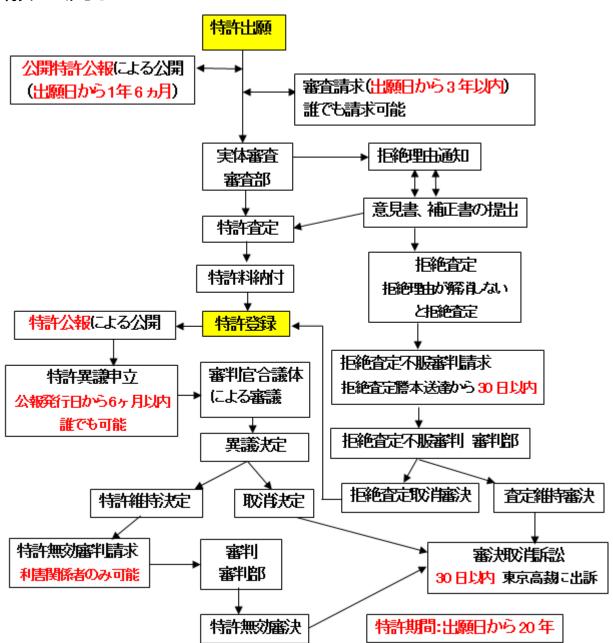
第114条(決定)

特許異議の申立てについての審理及び決定は、3人又は5人の審判官の合議体が行う。

2 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、 その特許を取り消すべき旨の決定(以下「取消決定」という。)をしなければならない。

取消決定に対して、特許権者は、特許庁長官を被告として、東京高等裁判所(知的財産高等裁判所)に出訴することができます。

特許出願の流れ



平成23年改正(新規性喪失の例外)

第30条(発明の新規性の喪失の例外)

- 2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第29条第1項各号のいずれかに該当する に至った発明も、その該当するに至つた日から6月以内にその者がした特許出願に係る発明に ついての同条第1項及び第2項の規定の適用については、前項と同様とする。
- 3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許 庁長官に提出し、かつ、第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った発明が前項の規定 の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から30日以内に特 許庁長官に提出しなければならない。

以前は、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った発明(即ち、新規性を喪失した発明)は、との記載がありましたが、平成23年6月の特許法改正で削除され、発明者の如何なる行為で公開された発明も6か月以内であれば、適用が受けられることになりました。

しかし、特許出願日が公開日まで遡る訳ではないので、 特許出願する前に第三者が特許出願した場合には、後願 になってしまいます。 米国特許は、新規性喪失の日が出願日から1年以内であれば OKですが(grace period)、欧州 特許、中国特許には、 このようなお助けは一切なく、特 許出願前に学会等で発表したら、 欧州特許は得られません。

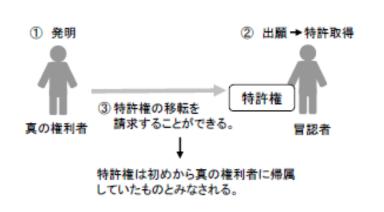
平成23年改正(移転請求権の創設)

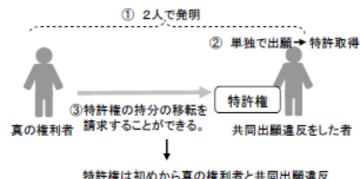
(ア)改正の内容 (特許庁作成 平成23年度特許法改正テキストより抜粋)

移転請求権を創設することにより、<u>冒認又は共同出願違反</u>をされてしまった真の権利者が、冒認者等から特許権を取り戻すことを可能にすることとした。 **冒認とは、盗まれたことです**

- (イ)移転請求権の内容(特許法第74条第1項)
 - (a)特許が冒認又は共同出願違反の無効理由に該当するとき、
 - (b) 当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者(真の権利者)は、
 - (c)経済産業省令で定めるところにより、
 - (d)特許権者に対し、
 - (e)特許権の移転を請求することができる。
- (ウ)移転請求権行使の効果(特許法第74条第2項)

移転請求権が行使されて、真の権利者への特許権の移転の登録がされたときは、当該特許権は初めから真の権利者に帰属していたものとみなされることとした。





特許権は初めから真の権利者と共同出願違反 をした者が共有していたものとみなされる。

不特許事由と医療行為・医療方法

(特許を受けることができない発明)

第32条→(公序良俗違反)

公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第29条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

飲食物又は嗜好物の発明、医薬又は2つ以上の医薬を混合して1つの医薬を製造する方法の発明、

<u>化学物質の発明</u>についても不特許事由とされていましたが、<u>昭和50年改正</u>により削除されました。

また原子核変換の方法により製造される物質の発明についても、TRIPS協定に適合させる必要が生じたこと、わが国の原子力産業の技術水準が向上したことから、平成6年改正により、不特許事由から除外されました。

医療行為・治療方法は、不特許事由には該当しませんが、

29条柱書きの「産業上利用できる発明」に該当しないとして、特許を受けることが出来ません。

(東京高裁平成14年4月11日:平成12年(行ケ)第65号)



原則は変わりませんが、特許庁の審査実務は、ここ数年で大きく変更されました。



医療行為・治療方法の発明に関する重要な変更点

【医療行為・治療方法の発明】

平成15年に<u>知的財産戦略本部内に「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」が設置</u>され、 医療関連行為に対する検討が行われ、その検討結果を受けて、特許庁は下記の改訂を行いました。

(2010年3月24日 特許庁「医療行為の特許保護について」)

〇平成15年8月7日特許審査基準の改訂

遺伝子組換え製剤などの医薬品及び培養皮膚シート等の医療材料を製造するための方法は、<u>同一人に</u> 戻すことを前提としている場合であっても、特許の対象とすることを明示しました。

- ○平成17年4月14日特許審査基準の改訂
- i)「医療機器の作動方法」は、医療機器自体に備わる機能を方法として表現したものであって、特許の対象であることを明示しました。
- ii)<u>複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする医薬発明についても</u>、 「物の発明」であるので「産業上利用することができる発明」として扱うことを明示するとともに、新規性・進歩性等の特許性の判断手法を明確化しました。

〇平成21年11月1日特許審査基準の改訂

- i)人体から各種の試料、データを収集する方法は、手術や治療の工程や、医療目的で<u>人間の病状等を</u> <u>判断する工程を含まない限り、「人間を診断する方法」に該当しない</u>とされました。
 - ii)組み合わせ物(生化学手段、生体由来材料、物理手段、足場手段、薬剤等の組み合わせ)の事例追加。
 - iii)細胞の分化誘導方法等が「人間を手術、治療又は診断する方法」に該当しないとされました。
 - iv)アシスト機器関連技術の事例が追加。
 - v) <u>用法、用量で特定疾患に適用する医薬用途が新規の場合、特許性が認められました</u>。

平成21年特許審査基準の改訂の意味

医療行為・治療方法は、下記のように

「<u>化合物Aを含有する、・・・・・の治療に使用される〇〇病治療剤</u>」のように、「物」として表現を工夫すれば特許になるとされました。

その他の特許庁の例

- ①「人工眼システムによる網膜刺激方法」→不可
 - →「人工眼システムの制御方法」→特許可
- ②「マイクロ手術ロボットによる患部の処置方法」→不可
 - →「マイクロ手術ロボットシステムの作動方法」→特許可

発明の名称だけでなく、クレーム中に<u>医師の行為や機器による人体に対する作用を含まないように</u>表現することが重要。

また、下記の発明も進歩性が認められれば、特許されます。

1. 薬剤Aと薬剤Bの併用療法の発明:

「薬剤A投与患者を対象とする、薬剤Bを有効成分とする〇〇病治療剤」

2. 投与順序に特徴がある発明;

「薬剤Aの投与前に投与される、薬剤Bを有効成分とする〇〇病治療剤」

3. 投与間隔に特徴がある発明:

「少なくとも1週間の間隔をおいて投与される、薬剤Aを有効成分とする〇〇病治療剤」

欧米の医療行為・治療方法発明の特許保護

●日米欧で、米国のみが医療行為を特許保護の対象としています。

【米国】

米国特許法では、医療行為の除外規定はなく、その全てを保護対象として認めています。

(例)インターフェロン α とリバビリンの併用投与するC型肝炎の治療方法の特許

米国特許法では、医師等による医療行為には特許権の効力が及ばないことを規定しています。

*しかし、医薬の投与方法の特許を侵害する行為は、医師であっても免責されない可能性があり、

製薬企業が医師に医薬を提供する行為も間接侵害に該当する可能性があると言われています。

【欧州】

欧州特許法では、社会倫理や公衆の健康への配慮等から、人間・動物の手術・治療・診断方法を保護対象除外しています。但し、欧州特許法では、診断のための中間結果のみを得る方法(NMRやX線による検査方法)には特許を認めています。

2010年2月19日、EPO拡大審判部は、投与方法(用法・用量)のみが新規である、医薬の用途発明を認め、同時に第2医薬用途発明については、スイス型クレーム「病気Bの治療製剤製造のための化合物Aの使用」が禁止され、用途で特定した物の発明のクレーム (Substance or composition X for use in the treatment of disease Y」にすべきと変わりました。

大学教員等の発明の取り扱いと発明の届出制度

●大学等の職務発明規則

大学等の研究機関の多くは、<u>職務発明等に係る知的財産権は、原則、その大学等の研究機関</u>に帰属する旨の規則(大学等の職務発明規則)を設けています。

当該規則には、一般に下記の事項についての規則が記載されています。

- ①発明等の知的財産本部等への届出義務と届出方法、
- ②職務発明の認定(当該発明が職務発明か否かの認定を行う)
- ③特許出願の要否決定(当該発明を大学として特許出願するか否かの認定を行う)
- ④発明者に対する補償金規則(多くは実施補償金)

●実施補償金

大学等の研究機関の多くは、発明者に対する補償金規則として、実施補償金規則を定めており 大学等が当該知的財産権の運用によって<u>収入を得た場合</u>は、当該収入から当該知的財産権 の権利化に要した費用や維持管理等の諸費用を除いた残りの部分を、発明者、発明者の研究部 局または分野、及び大学等に、補償金取扱要領に基づいて<u>配分</u>します。

(例)国立大学法人東京医科歯科大学の職務発明補償金取扱要領は、下記のとおりです。

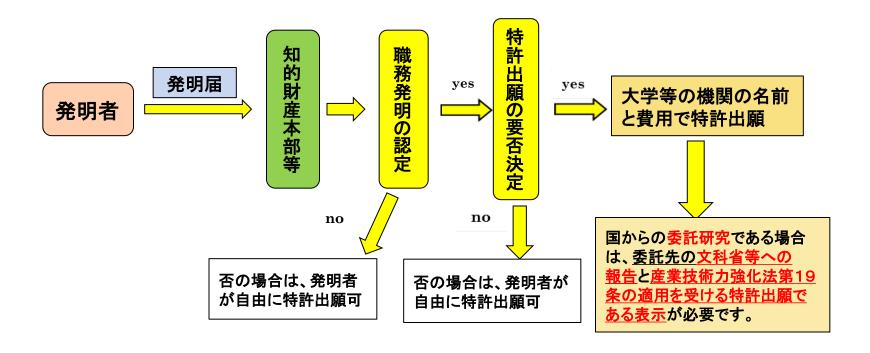
〇特許登録補償金:

特許出願あたり 30000円

○<u>実施補償金</u>:

控除後の配分額:発明者40%、発明者が希望する研究部局、または分野20%、大学40%

大学内の発明届と出願の流れ



特許法35条(職務発明)

第35条(職務発明)

使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という。)は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「<u>従業者等</u>」という。)がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行いがその使用者等における<u>従業者等の現在又は過去の職務に属する発明</u>(以下「<u>職務発明</u>」という。)について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、<u>その特許権について通常実施権を有する</u>。

- 2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ、使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。
- 3 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許をうける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。
- 4 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について<u>使用者等に特許を受ける権利を取得させ</u>、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について34条の2第2項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、<u>相当の金銭その他の経済上の</u>利益(次項および第7項において「相当の利益」という。)を受ける権利を有する
- 5 契約、勤務規則その他の定めにおいて<u>相当の利益</u>について定める場合には、相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであつてはならない。
- 6 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。
- 7 相当の利益についての定めがない場合又はその定めたところにより相当の利益を与えることが第5項の規定により **35** 不合理であると認められる場合には、第4項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

知的財産権の文科省への報告義務

- ●委託契約により、産業財産権の出願又は申請を行ったときは、<u>出願の日から60日以内</u>に、 所定の書式の産業財産権出願通知書を文科省に提出する義務があります。
- ●国内の特許出願等を行ったときは、出願書類に、国の委託にかかる成果の出願である旨の表示を しなければなりません。
- ●産業財産権の出願に関して<u>設定の登録等を受けたとき</u>は、設定登録の日から60日以内に所定の書式の産業財産権通知書を文科省に提出する義務があります。
- ●その他、知的財産権を<u>移転する場合</u>は、事前に移転承認申請書を提出する義務がありますし、 第三者に実施許諾した場合は産業財産権実施届出書を提出する義務があります。 これらは、全て、委託契約書に記載されていますので、ご確認をお願い致します。
- ●第19条適用の特許出願 表示例

特許出願の「特許願」に【国等の委託研究の成果に係る記載事項】の欄を設けて、

例えば、下記のように記載するよう、特許事務所に指示して下さい。

「文部科学省 平成〇〇年度科学技術試験研究委託事業「脳科学研究戦略推進プログラム」 (〇〇・・・・・〇〇の研究開発)に係る委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける 特許出願」



発明届

- ●発明届には、一般的に、下記の事項を記載して、大学等の所属機関に提出します。
 - 1. 代表発明者の所属部局名、職名、氏名、連絡先
 - 2. 発明の名称
 - 3. 発明の要旨
 - 4. 学会発表等の有無 既に学会等で発表したものか、発表予定があるか等。
 - 5. 全ての発明者の所属、職名、氏名、連絡先 特に、当該大学以外の機関に所属する発明者の有無、学生の有無の確認が大切です。



産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール法)とは

(1)バイ・ドール法

1980年に米国経済の国際競争力低下を背景として、米国政府資金による研究開発から生じた発明の事業化の促進を図るため、それらの特許権等を民間企業等に帰属させることを骨子としたバイ・ドール法が制定されました。これにより米国企業等による技術開発が加速され、新たなベンチャー企業やIT産業が生まれるなど、米国産業が競争力を取り戻す原動力になりました。

(2)産業技術力強化法第19条(いわゆる「日本版バイ・ドール法」)

米国のバイ・ドール法を参考にして、我が国の委託研究開発(独立行政法人・大学共同利用機関法人経由の委託を含む)についても、開発者のインセンティブを増し、研究開発成果の普及を促進するため、国等の委託研究開発に関する知的財産権を受託者(大学、民間企業等)に帰属させることを可能としたものです。

当該制度は、<u>平成11年に産業活力再生特別措置法</u>に基づき導入され、その後、平成19年に 関連規定が<u>産業技術力強化法第19条に移管さ</u>れ、恒久的措置化が図られて今日に至っています。

日本版バイ・ドール規定では、委託研究の成果である特許等の知的財産を受託機関の希望があれば 受託機関である大学等に帰属させますが、委託契約により、国が公共の利益のために当該知的 財産を必要とした場合は無償で当該知的財産を実施する権利を国に許諾することが義務づけられて います。

(3)平成21年の法改正

平成21年4月に産業技術力強化法が改正され(同年6月施行)、国等の委託研究開発の成果に係る 特許権等を他者に移転し、または専用実施権を設定する場合は、あらかじめ国等の承認を受けること を受託者等が約することが義務づけられました(「事前承認制」)。

日本版バイ・ドール法と職務発明、委託事業との関係

●脳プロ等の委託事業の研究成果としての知的財産は、委託機関(大学等)が希望すれば、日本版 バイ・ドール法の適用によって、委託機関(大学等)に帰属させることが出来ます。

委託機関(大学等)に雇用されている先生方が、委託研究で為した発明は、職務発明として、 委託機関(大学等)に帰属するので、発明者に対する発明補償は委託機関(大学等)から行われること になります。

また委託契約に基づいて、国が必要とした場合は、委託機関(大学等)は、当該知的財産を国に無償で実施させることができます。

しかし、発明者に、

雇用関係のない学生や第三者機関に所属する研究者が含まれていた場合は、彼らに発明の対価が、どこからか支払われない限り、国は当該知的財産を実施することが出来ません。

このため、委託事業においては、委託機関以外の機関に所属する研究者の参加が制限され、 また学生等を業務参加者にするためには、当該学生と雇用契約を締結することが求められている のです。

特許明細書の作成

【特許請求の範囲】

発明の確定、及び権利書として最も重要

特許を受けようとする発明を、詳細な説明に記載してある必要不可欠な語句で箇条書きで記載します。

【要約】

どのような分野に属する、どのような発明かを簡単に記載します。

法的効力はありません

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【発明の詳細な説明】に記載する 【技術分野】から【実施例】までは、発明を一連の開発 ストーリーとして上手く説明できるように構成されています。

発明の属する技術分野を「本発明は~するための~に関する」のように記載します。

【背景技術】

今まで知られていた関連技術を、下記の既存の文献、特許等を挙げて記載します。

【先行技術文献】

関連技術の公知文献を記載します。

【発明が解決しようとする課題】

背景技術のどんな問題点をこの発明は解決するのかを記載します。

【課題を解決するための手段】

どのように課題を解決するのか、発明の内容を具体的に説明します。

【発明の効果】

この発明で得られる効果等の利点を記載します。

【実施例】

実際の実験例を記載します。 従来技術による実験例を比較例として記載することは大変有効です。



公報の種類

公報種別	対象特許出願	発売期	言語等
公開公報	通常の国内出願	優先日から1年6月後	日本語
国際公開	PCT 出願(日本語、外国語)	優先日から1年6月後	国際事務局から WO として
			出願言語(日本語、外国
			語で発売れる。
公表公報	PCT 出願で外国から日本に	優先日から30月後	日本語(日本特許庁に提出
	出願されたもの		された日本語翻訳文)
	日本特許庁への PCT 出願で	優先日から	WO で公開された日本語明
再公表公報	日本を指定したもの	約2年6月後	細書の公報を日本特許庁
	(日本語)		から発行
特許公報	国内出願 国際出願	特許登録後	日本語
(公告公報)	国内出願 国際出願	出願公告決定後	日本語
			1996年1月1日は特許公
			告制度は廃止されました
			が、公告公報は、平成8年
			6月まで発行されました。

外国特許の取得方法

- ●<u>特許は各国毎の権利(特許独立の原則)</u>ですから、重要な発明は各国の特許庁に各々出願し、審査を受けて登録する必要があります。
- ●各国の特許庁への特許出願・審査には、各国の言語に翻訳された特許明細書が必要です。 このため翻訳等に時間がかかり、特許出願が遅くなってしまう不利があります。
- ●パリ条約経由の外国出願

パリ条約(1883年)の締結により、加盟国の国民は、加盟国での内国民待遇が保証され、 <u>日本出願日から12ヵ月以内</u>であれば、最初の日本出願日に外国で出願したのと同じ優先日が 与えられます。日本特許庁の優先権証明書を付けて、各国の特許庁に特許出願します。

●PCT経由の外国出願(PCT出願)

パリ条約経由の外国出願では、各国の特許庁に各々特許出願しなければならない不便さがあります。そのため、特許協力条約(PCT、Patent Cooperation Treaty、1970年)が締結され、決められた書き方で作成した日本語の特許願、特許明細書を日本特許庁に日本出願日から12ヵ月以内に出願すれば、全てのPCT加盟国でパリ条約経由の外国出願と同様に、先の日本出願日を優先日とする特許出願ができます。実体審査を受けるためには、優先日から30ヵ月以内に当該国の言語に翻訳した特許明細書、審査料を当該国の特許庁に提出する必要があります。

PCT出願では、日本特許庁で行う国際調査報告を受けとることが出来るため、各国での実体審査を受ける前に特許性が判明して便利です。

また<u>優先日から30ヵ月</u>まで、翻訳文を提出しないで済むので、発明を評価する期間、 出願国選定のための時間的ゆとりがあります。

欧州特許制度

●欧州特許庁(European Patent Office EPO)

欧州諸国の特許の出願から審査までを統一的に行う目的で締結された欧州特許条約
(European Patent Convention 1973年)に基づいて設立された特許庁です。

●欧州特許出願

出願人は、欧州特許庁に対して、特許取得を望む国を指定した出願を行うことにより、一回の出願手続・審査で欧州指定国における特許を取得することができます。

欧州特許庁で審査され、特許性が認められた出願は、指定国の言語に翻訳した特許明細書を指定国の特許庁に提出し、登録料を納付して特許登録します。

●異議申立制度

特許公示の9ヵ月以内に、誰でも欧州特許の特許性に関して異議申立を行うことが出来ます。 異議審査は、一方が希望すれば口頭手続(Oral hearing)により欧州特許庁で行われます。

●審判制度

<u>異議決定から2ヵ月以内</u>に、決定に対する審判請求をすることができます。欧州特許庁での 審判合議体による審判は、通常、口頭手続により行われます。

●審判決定が欧州特許庁での最終判断で、出訴方法はありませんでした。 各国特許庁に移管された後の特許の有効性については、各国の裁判所で争うしかないので、 欧州特許庁での異議申立、審判請求は非常に重要です。この弊害を改善するため、 Unified Patent Courtの設立が進められており、2015年8月時点で仏を含む7カ国が批准していますが、発効までに、英、独を含む最低13カ国の批准が必要です。

米国特許制度(米国特許商標庁 USPTO)

- ●先発明主義: → 2011年9月16日 先願主義 主要国の中で唯一先発明主義(インターフェアレンス制度、実験ノートの重要性)でしたが、
- →2011年9月16日の法改正により、「発明日」から「出願日」へ変更→先願主義へ移行しました。
- ●公開制度への転換: 2000年11月29日以降の出願は、優先日から18ヵ月で公開されます。
- ●特許期間:

以前は登録から17年でしたが、<u>1995年6月8日以降の出願は、出願日から20年で終了</u>します。 但し、1995年6月8日時点で生きていた特許は、登録から17年or出願から20年のいずれか長い特許期間 となりますので、注意が必要です。

●情報開示義務(<u>Duty of Disclosure</u>):

特許出願に関与した者が、特許の審査期間中に知った重要な先行技術をUSPTOに提出しなかった場合は、特許されても、権利行使不能となります。→情報開示申告書(IDS, Information Disclosure Statement)により、必ず提出する必要があります。

●ベストモード違反 (<u>Best Mode Requirement</u>):

特許出願時に出願人が知っている最良と思われる実施形態(ベストモード)を明細書に記載しなかったことが分かった場合は、特許の無効事由となります。→2011年の法改正で無効事由から外れましたが、§ 112の明細書への記載義務は残っています。

●仮出願(Provisional Application):

1995年から施行。1年以内に本出願に移行しないと自動的に放棄となる。クレームを記載せずに出願できますが、発明内容はしっかり記載する必要があります。日本語でも可能で、仮出願日が102条(e)項の基準日(後願排除効果)になりますが、特許期間の基準の特許出願日は本出願の日になります。

JSTの外国特許出願支援制度

●制度の目的と支援対象

質の高い知的財産を生み出し、我が国の経済・社会活性化を目指す知的財産立国の実現を目指す目的で

外国特許の取得に向けて、出願等を総合的に支援します。

大学・TLO等が出願人となって行う外国出願が対象で、企業や発明者個人との共同出願の場合は、 大学・TLO等の費用負担分のみが支援の対象となります。

●支援の内容

大学・TLO等が支出したPCT 出願費用・各国移行出願費用のうち、権利化までに必要な費用を支援します。 費用に関する支援の他、技術評価・特許性評価に関する支援及びライセンス活動に関する支援を行う。

●支援した費用の返還

支援案件に対して収入が発生した場合は、JSTが負担した実費相当額の一部又は全部を返還する。 実施料収入等が得られた場合には、JSTが負担した実費相当額を上限に、各年度の実施料収入等の50%を JSTに返還する。また第三者に譲渡された場合は、JSTが負担した実費相当額の100%を返還する。

外国出願は、非常に費用がかかり、1ヵ国100万円、5ヵ国に出願すると500万円はかかるので、大学には大きな負担となります。 JSTは出世払いで外国出願を支援しているので、是非ご利用下さい。 詳しくは、下記をご覧下さい。

JST外国特許出願支援制度

http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu.html



特許調査の重要性

(1)発明の認識と研究方針の確認手段

研究を進める上で、目的とする研究成果が新規なものか、それとも、既に他人が成し遂げたもの か確認するためには、技術文献や特許(公開)公報を調査する必要があります。

特許性があれば、早く特許を出願するように研究を加速すべきですし、不幸にして、同一の研究成果や類似の研究成果が特許(公開)公報に記載されていた場合は、研究方針の見直しを検討すべきでしょう。

(2)特許(公開)公報は重要な情報源

他者の開発動向や世の中のニーズを知ることができます。また、一般に特許には、技術文献よりも広い権利範囲や用途が記載されていますので、注意が必要です。

(3)特許侵害の回避手段

他人の特許を侵害すると、損害賠償等により、莫大な損害が生じる危険があります。そのような危険を回避するためにも、特許調査は必要です。

特許調査の種類と調査方法

単発的、少数の 特許情報調査



時系列、定期的、多数の 特許情報調査



- ①特許(公開)公報の入手
- ②特許出願が本当に特許になったか?
- ③特許維持年金は支払われているか?
- ④外国出願されているか?(Patent family調査)
- ⑤先行技術調査の予備的調査

- ①研究テーマ設定時の先行技術調査
- ②特許出願の要否検討のための先行技術調査
- ③外国出願の要否検討のための先行技術調査
- ④企業化可否検討のための特許調査
- ⑤企業化後の競争者の動向継続調査
- ⑥障害特許を無効化するための先行技術調査



日米欧の特許庁とWIPOで、簡単無料の特許調査により可能です。



知的財産部やTLOが使用している<u>有料特許検索</u> システムの利用がお勧めです。

- ●日本特許→JP-NET、パトリス、HYPAT-i、 PATENT.NET、NRI、DocuPat、Shareresearch、 RIPWAY、Panapatlics等、多数
- ●外国特許→DWPI,Thomson Innovation、Questel、PatBase等、少数

日米欧特許庁、WIPOにおける特許調査

下記の情報は、日米欧の特許庁とWIPOのホームページでの無料の検索で、パソコンから簡単に得られます。

- ①日米欧 その他の主要国の特許(公開)公報のダウンロード
- ②日米欧 その他の主要国の特許出願が特許になったか?(経過情報調査)
- ③日米欧の特許が生きているか? (年金支払調査)
- ④日米欧 その他の主要国へ外国出願されているか? (Patent family調査)
- ⑤先行技術調査の予備的調査 (日本特許調査、又は外国特許調査)



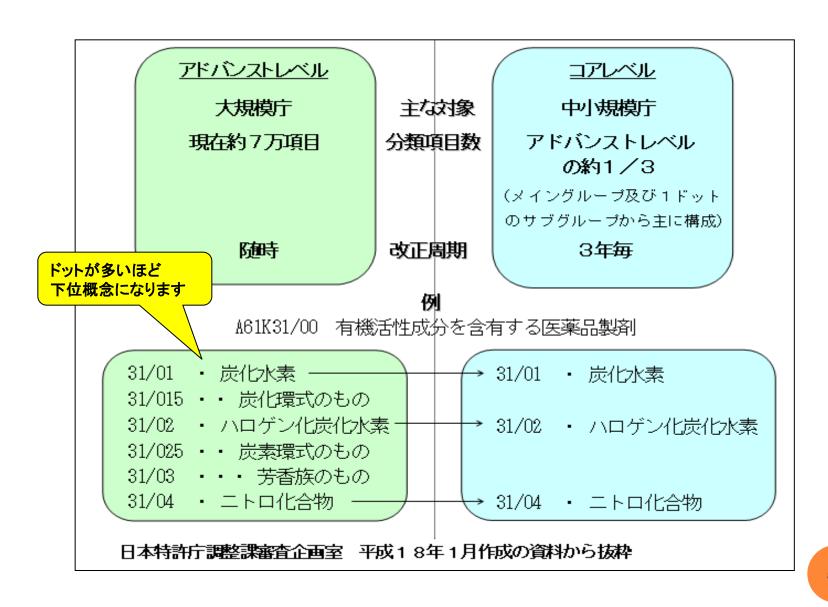
WIPO, パテント・ファミリーとは

- ●WIPO(World Intellectual Property Organization、世界知的所有権機構) 知的財産権の保護を世界的に促進することを目的に、1967年のWIPO条約に基づいて、 1970年(本部はジュネーブ)に設立された国際連合の専門機関です。EPOやUSPTOのような特許庁ではありません。PCT(Patent Cooperation Treaty 特許協力条約)出願の事務局であり、IPC(国際特許分類)の事務局等の特許関連業務の他、意匠、商標、著作権等の知的財産権に関する業務も行っています。
- ●パテント・ファミリー(Patent family)
 簡単には、同じ発明の各国毎に出願された特許の集まりです。
 原則として、同じ優先権を有する複数の国の特許(or特許出願)の集まりを意味します。
 しかし、優先権が完全に一致するものだけにするか、1つでも同じ優先権が含まれているものまで含めるか、データベースの定義の仕方で、異なるPatent familyが存在します。
 米国に出願された特許が、日本や欧州に出願されているかを調べるには、パテント・ファミリーの調査が有効です。

国際特許分類(IPC INTERNATIONAL PATENT CLASSIFICATION)

- ●国際特許分類(IPC)は、各国の特許庁が、他国の特許公報も容易に調査出来るように、特許の内容 を表す特許分類を国際的に統一して、各国が発行する特許公報等に付与することを義務付けたもので、 階層構造をとっており、特許庁の審査官、その他の利用者が特許を検索するためのサーチツールとして 利用しています。
- ●IPCは、WIPOにおいて、5年に一度の間隔で版改正が行われて来ました。しかし、膨大な特許出願数を持つ日米欧の大規模特許庁では、大まかすぎて実質的な検索に不便であり、特許出願数の少ない途上国では細かすぎて分類付与負担が大きい問題があり、また、5年に一度の版改正では迅速化する技術の進展に適切に対応した検索が困難でした。
- ●このため、日本特許庁では、IPCの他に、IPCに基づきより詳細に分類されたFIやFタームを特許公報等に付与して検索・審査に使用しており、欧州特許庁では、同様にIPCに基づき、より詳細に分類されたECLAを、米国特許庁では、独自のUS Classを特許公報等に付与して検索・審査に用いて来ましたが、従来のIPCは、2000年1月1日に発効したIPC第7版を以て終了し、2006年のIPC第8版から、アドバンストレベルとコアレベルの2種類のIPC付与法となりました。

IPC8版 アドバンストレベルとコアレベル



各国の特許分類とCPC

●日米欧の特許庁が付与するIPCはアドバンストレベルで、従来のIPCより詳細な分類になりましたが、日米欧の特許庁は、アドバンストレベルのIPCでも実際の審査には不十分だとして、個々に使用している特許分類(JPOのFI, Fターム、USPTOのUS Class, EPOのECLA)の統合を目指す協議が行われて来ました。

その後、中国、韓国が加わって、5つの特許庁で、主として、JPOのFIと EPOのECLAの綱引きが行われて来ましたが、2010年10月にEPOとUSPTOが二国間合意し、ECLAをベースとした新たなCPC(Cooperative Patent Classification)を、2011~2012年に作成し、EPOとUSPTOは2013年1月からCPCを段階的に実施することになり、実際に2013年1月からCPCが実用化され、これにより、US Class, ECLAの更新は停止されました。

● JPOは、EPO, USPTOでのCPC実施を目にしても、CPCへの対応に関する正式なコメントを出していませんが、何らかの形でCPCに参加せざるを得ないものと思われますので、今後のJPOのCPCへの対応として、IPDLの公報テキスト検索画面の変更に注意する必要があります。

特許調査の注意点(検索項目、検索手順)

調査対象技術を良く理解して調査することが重要なので、検索を検索担当者のみに任せるのではなく、 研究者と検索担当者が共同して調査することが好ましい。

- 1. キーワードによる検索
 - ●検索項目

発明を構成するキーワードの集合を、下記の検索項目に整理して作成します。

- ① 特許請求範囲の構成要件・手段
- ② ①の上位概念or下位概念(具体的な詳しい構成)
- ③機能、作用、目的、効果

●検索手順

1. ①と②による検索

まず発明を構成する①と②で検索します。

- a. 同義語、類似語を出来る限りORでまとめます。
- b. 必要に応じて、考えられる上位概念or下位概念をORで加えて検索します。
- c. 異なる種類の構成要件と他の構成要件をANDで掛け合わせますが、構成要件は限定条件なので、 多くするほど、検索結果が限定されますので、ヒット件数を見ながら、ヒット件数が多ければ、構成 要件を増やして行きます。
- 2. 通常、③は発明の構成要件にならないため、特にクレームの検索には、AND検索すべきではありませんが、③の機能、作用、目的、効果を表すキーワードが特に重要な場合は、要約の検索に③を加えて、検索します。

特許調査の注意点(検索フィールド)

●検索フィールド

検索フィールド(発明の名称、特許請求の範囲、要約、前記2or3種のセット、全文)が選択できる場合は、調査目的に応じて、検索フィールドを使い分けます。

1. 「特許請求の範囲」

実施予定の技術や研究が、他人の特許を侵害する恐れがあるかを調査する特許侵害調査では、特 許公報の特許請求範囲の記載が重要ですので、検索フィールドは特許請求範囲に限定できます。なお、 「特許請求の範囲」には、通常、「機能、作用、目的、効果」は記載しないので、それらのキーワードは検 索に使用しませんが、思わぬヒットを得られることもあります。

2. 「発明の名称+特許請求の範囲+要約」or 「特許請求の範囲+要約」

目的とする研究成果が新規なものか、それとも、既に他人が成し遂げたものなのかを確認するためには、通常、検索フィールド「発明の名称+特許請求の範囲+要約」、又は「特許請求の範囲+要約」で検索します。

3.「全文」

障害特許を潰すための徹底した先行技術調査では、実施例や詳細な説明に記載されている語句であっても重要なので、ヒット件数は増えますが、検索フィールドは「全文」で行います。

キーワード検索例

(例) IPDLでの検索例

特表2010-539127「節足動物唾液タンパク質画分に由来する少なくとも1個のエピトープを認識可能な免疫系細胞を脊椎動物に産生させる、脊椎動物において免疫原性を有するポリペプチドを1個以上含むポリペプチド組成物、ワクチン」の関連特許の検索

(1)

(節足動物 マラリア フィラリア フイラリア トリパノソーマ デング) AND (ポリペプチド) AND (医薬品 薬剤 ワクチン)

→ヒット数152件

2

(節足動物 マラリア フィラリア フイラリア トリパノソーマ デング) AND (ポリペプチド) AND (医薬品 薬剤 ワクチン) AND (エピトープ)

→ヒット数38件

3

(節足動物 マラリア フィラリアフイラリア トリパノソーマ デング) AND (ポリペプチド) AND (医薬品 薬剤 ワクチン) AND (唾液 だ液) →ヒット数7件

構成要件を増減、変更させて検索し、検索内容を確認します。 なお、検索システムによって異なりますが、漢字のひらがな表記や、カタカナ表記、長音(エーテル、 エーテル)、撥音(バック or バツク)、アルファベットの全角、半角の入力に注意が必要です。

特許調査の注意点(特許分類による検索)

検索のための特許分類(IPC、FI、Fターム)を選定するには、以下の方法があります。

- ①キーワード検索で見つけた関連公報のIPC、FI、Fタームの中から出現頻度の高いものを選んで、特許庁のパテントマップガイダンス(PMGS)で意味を調べ、適切なものを選択して検索します。
- ②特許庁のパテントマップガイダンスを用いてIPC、FI、Fタームを選定します。 IPC、FIは、階層構造になっているので、ヒット件数等の状況に応じて、下位分類、上位分類への 選定を行います。
- ③有料の特許検索システム(例 トムソン・イノベーション等)では、検索結果のIPCが出現頻度順に表示され、意味も表示されますので、適切なIPCを選定するのに便利です。

特許調査の注意点(特許分類による検索)

特表2010-539127 「節足動物唾液タンパク質画分に由来する少なくとも1個のエピトープを 認識可能な免疫系細胞を脊椎動物に産生させる、脊椎動物において免疫原性を有するポリペプチド を1個以上含むポリペプチド組成物、ワクチン」に記載されたIPC, FI, Fタームの例

【公表番号】 特表2010-539127 【公表日】平成22年12月16日(2010, 12, 16) 【発明の名称】ペプチド配列及びペプチド組成物 【国際特許分類】 A61K 39/00 (2006.01) CO7K 14/435 (2006.01) C12N 15/09 (2006.01) A61P 33/06 (2006.01) A61P 33/02 (2006.01) A61P 31/04 (2006.01) A61K 48/00 (2006.01) C12N 7/00 (2006.01) [FI] A61K 39/00 C07K 14/435 ZNA C12N 15/00 A61P 33/06 A61P 33/02 A61P 31/04 A61P 33/02 171 A61K 48/00 C12N 7/00

【Fターム(参考)】

4B024 AA01 BA31

4B065 AA90X AC14 BB19 CA43 CA44

4C084 AA02 AA13 MA17 MA23 MA31 MA35 MA52 MA59 MA60 MA66 NA14 ZB352 ZB382

4C085 AA03 BA99 BB11 CC08 CC32 DD62 EE01 EE03 FF24

4H045 AA11 AA20 AA30 BA10 CA51 DA86 EA22 EA31 FA34 FA59

筆頭IPCはA61K 39/00 C07K 14/435です。

IPCとFIは、殆ど同じと分かります。
IPCの意味をパテントマップガイダンス(PMGS)で調べて、 適切なものを検索に使用します。

パテントマップガイダンスでのIPC等の意味照会(1)

長いこと利用されてきた特許庁の電子図書館(IPDL)が2015年3月で閉鎖され、 特許調査ツールは、特許情報プラットホーム(J-Plat Pat)に代わり、 パテントマップガイダンスもここに移されました。



特許情報プラットホーム(J-PLAT PAT)

特許・実用新案をクリックするとプルダウン メニューが開きます。

特許情報プラットホーム(J-Plat Pat)の最初の画面

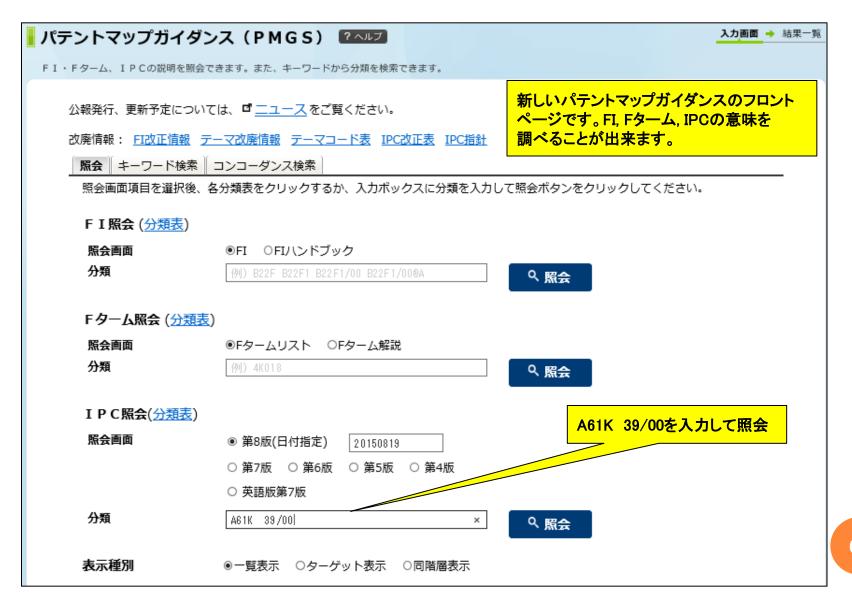


特許情報プラットホーム(J-PLAT PAT)

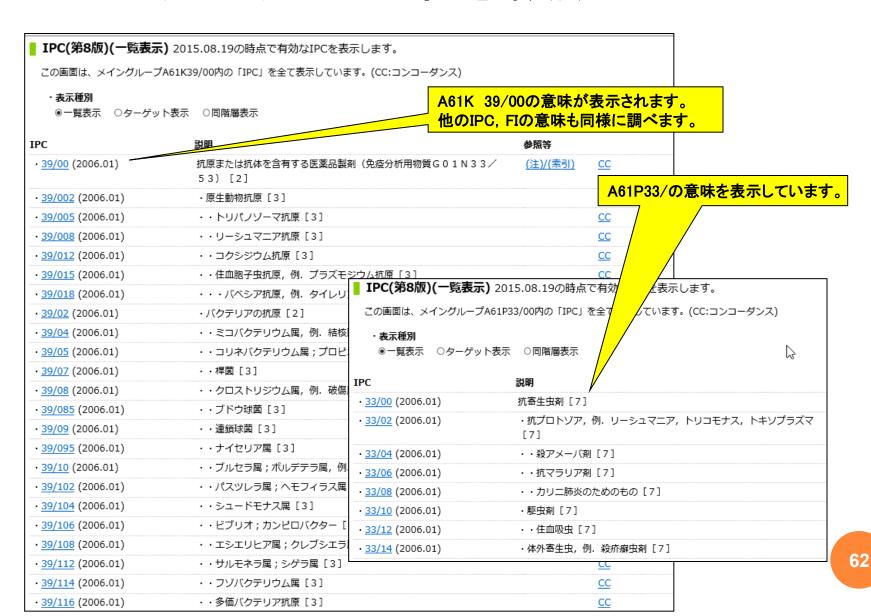
パテントマップガイダンスは5番、特許テキスト検索は3番をクリックします。



パテントマップガイダンスでIPC等の意味照会



パテントマップガイダンスでIPC等の意味照会



●一覧表示 ○ターゲット表示 ○同階層表示

表示種別

パテントマップガイダンス(PMGS) ?ヘルブ 入力画面 → 結果一覧 FI・Fターム、IPCの説明を照会できます。また、キーワードから分類を検索できます。 キーワードから対応するIPC等を照会するには 公報発行、更新予定については、 **ゴニュース** をご覧ください。 「キーワード検索」をクリックします。 改廃情報: FI改正情報 テーマ改廃情報 テーマ **緊会** キーワード検索 コンコーダンス検索 照会画面項目を選択後、各分類表をクリックするか、入力ボックスに分類を入力して照会ボタ) キーワードから対応するIPC.FI等 を照会出来ますが、長い単語は F I 照会 (分類表) ヒットしないので、注意が必要です。 ●FI ○FIハンドブック 照会画面 分類 例) B22F B22F1 B22F1/00 B22F1/00@A へ 照会 Fターム照会 (分類表) 照会画面 ●Fタームリスト OFターム解説 分類 (列) 4K018 へ 照会 IPC照会(分類表) 照会画面 第8版(日付指定) 20150820 ○ 第7版 ○ 第6版 ○ 第5版 ○ 第4版 英語版第7版 分類 例) B22F B22F1 B22F1/00 B22F1/00@A へ 照会



パテントマップガイダンス(PMGS) ←前画面へ戻る 2ヘルブ

入力画面 → 結果一覧

FI・Fターム、IPCの説明を照会できます。また、キーワードから分類を検索できます。

前メイングループ 次メイングループ メイングループ選択

改廃情報: FI改正情報 テーマ改廃情報 テーマコード表 IPC改正表 IPC指針

説明

■ IPC(第8版)(一覧表示) 2015.08.20の時点で有効なIPCを表示します。

上部にスクロールし、メイングループ選択を クリックして、C07K(下図)の意味を確認します。

この画面は、メイングループC07K14/00内の「IPC」を全て表示しています。(CC:コンコータンス)

表示種別

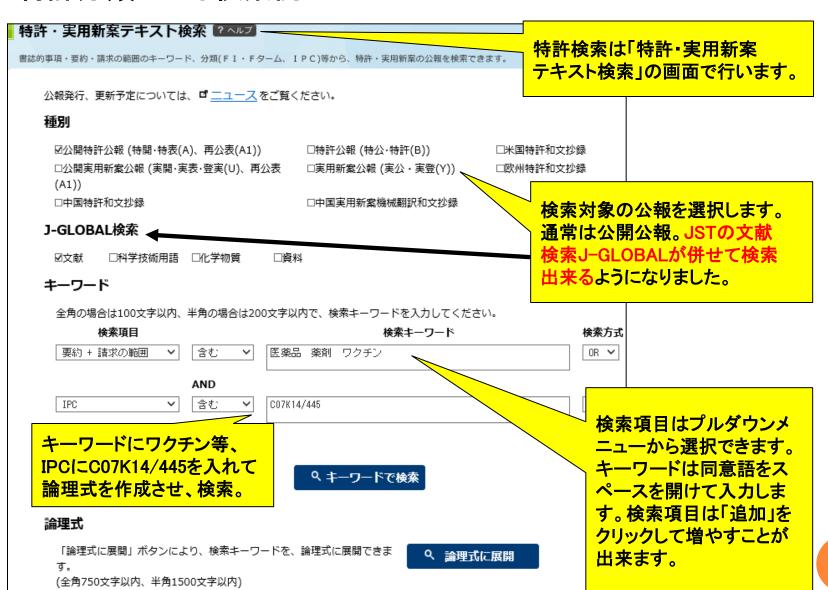
IPC

●一覧表示 ○ターゲット表示 ○同階層表示

· <u>14/00</u> (2006.01)	2 1個以上のアミノ酸を3 ン ; メラノトロピン ; そ0		ストリン ; ソマトスタチ <u>CC</u>	
· <u>14/005</u> (2006.01)	・ウイルスから [6]		ブ ループ選択 2015.08.20の時点で有効なIPCを表示します。	
· <u>14/01</u> (2006.01)	・・DNAウイルス [6]	この画面で、C07K内の「メー 希望する「メイングループ」	イングループ」が選択できます。 を選択してください。	
· <u>14/015</u> (2006.01)	・・・パルボウイルス科, ボウィルス [6]		説明	参照等
14/02 (2006 01)		· <u>1/00</u> (2006.01)	ペプチドの製造のための一般方法[4]	
· <u>14/02</u> (2006.01)	・・・ヘパドナウイルス種	· <u>2/00</u> (2006.01)	不確定数のアミノ酸からなるペプチド;その誘導体 [6]	
· <u>14/025</u> (2006.01)	・・・パポーバウイルスを		不確定または一部分しか確定していない配列をもつ,20個以下のア 酸を含有するペプチド;その誘導体[6]	ミノ
	SV40,BKウイルス,	· <u>5/00</u> (2006.01)	確定された配列をもつ、4個以下のアミノ酸を含有するペプチド;そ 導体[4]	の誘 <u>(注)/(</u> 素
· <u>14/03</u> (2006.01)	・・・ヘルペスウイルスネ	· 7/00 (2006.01)	確定された配列をもつ、5から20個のアミノ酸を含有するペプチド	. 7
· 14/035 (2006.01)	・・・・単純ヘルペスウー		では、 の誘導体 [4,6]	, ~
· <u>14/04</u> (2006.01)	・・・・水痘-帯状ヘル/	· <u>9/00</u> (2006.01)	20個以下のアミノ酸を含有し、糖類基を含有し、確定されたアミノ 列を有するペプチド;その誘導体 [4,6]	鋑配
· <u>14/045</u> (2006.01)	・・・・サイトメガロウ	· <u>11/00</u> (2006.01)	確定されたアミノ酸配列をもつ、20個以下のアミノ酸を含有するデ ペプチド;その誘導体[4,6]	プシ
· <u>14/05</u> (2006.01)	・・・・エプスタインーノ	· <u>14/00</u> (2006.01)	2 1 個以上のアミノ酸を含有するペプチド;ガストリン;ソマトスターン;メラノトロピン;その誘導体[6]	£
		· 16/00 (2006.01)	免疫グロブリン, 例. モノクローナル抗体またはポリクローナル抗体	

· <u>14/445</u> (2006.01)	・・・マラリア原虫 [6]
· <u>14/45</u> (2006.01)	・・・トキソプラズマ [6] ここまで調べて、C07K14/445はペプチド
· <u>14/455</u> (2006.01)	···ェイメリア [6] 中でも21個のアミノ酸からなるペプチドで
· <u>14/46</u> (2006.01)	・・脊椎動物から [6] 特にマラリア原虫から得られたものと言
· <u>14/465</u> (2006.01)	大変限定されたものを意味することが ハカリオオ
· <u>14/47</u> (2006.01)	・・・哺乳動物から [6] 分かります。
· <u>14/475</u> (2006.01)	· · 成長因子;成長調節因子 [6]
· <u>14/48</u> (2006.01)	・・・神経成長因子(N G F) [6]
· <u>14/485</u> (2006.01)	・・・上皮細胞成長因子(EGF)(ウロガストロン)[6]
· <u>14/49</u> (2006.01)	・・・血小板由来成長因子(PDGF) [6]
· <u>14/495</u> (2006.01)	・・・トランスフォーミング成長因子(TGF) [6]
· <u>14/50</u> (2006.01)	・・・繊維芽細胞成長因子(FGF) [6]
· <u>14/505</u> (2006.01)	・・・エリトロポエチン(E P O) [6]
· <u>14/51</u> (2006.01)	・・・骨形成因子;オステオゲニン;オステオゲニックファクター;骨誘 導因子 [6]
· <u>14/515</u> (2006.01)	・・・血管形成誘導因子;アンギオゲニン[6]
· <u>14/52</u> (2006.01)	・・サイトカイン;リンホカイン;インターフェロン[6]
· <u>14/525</u> (2006.01)	· · · 腫瘍壊死因子(TNF) [6]
· <u>14/53</u> (2006.01)	・・・コロニー刺激因子 (CSF) [6]
· <u>14/535</u> (2006.01)	・・・・顆粒球CSF;顆粒球-マクロファージCSF [6]
· <u>14/54</u> (2006.01)	・・・インターロイキン(I L) [6]
· <u>14/545</u> (2006.01)	· · · · I L-1 [6]

[医薬品/AC+薬剤/AC+ワクチン/AC]*[C07K14'/'445/IP]



			_
種別			
☑公開特許公報 (特開·特表(A)、再公表(A1)) □公開実用新案公報 (実開·実表·登実(U)、再2(A1)) □中国特許和文抄録		□米国特許和文抄録 □欧州特許和文抄録	
J-GLOBAL検索			
☑文献 □科学技術用語 □化学物質	□資料		
キーワード			
全角の場合は100文字以内、半角の場合は200 検索項目	3文字以内で、検索キーワードを入力してくだる 検索キーワード	さい。 検索方式	
快糸坝日 要約 + 請求の範囲 ✓ 含む ✓	快来キーソート	快糸刀式 OR マ	
安40 1 2月2/O/ARISE 1 日 C 1	区米四 米州 フクナク	ON T	
AND			
IPC マ 含む マ	C07K14/445	OR V	
論理式	Q キーワードで検索	¹ になりま	目に入れた内容が検索式 す。検索式を修正し、 :論理式で検索することも す。
・ 「論理式に展開」ボタンにより、検索キーワ・	- ドを 論理式に展問できま		T
す。	- 下を、論理式に展開できま 9、論理式	(IC展開	
(全角750文字以内、半角1500文字以内) 「医薬品/AC+薬剤/AC+ワクチン/AC]*[C07K14 ²	/' AAE /TD]		示をクリックしてヒット数を
	/ 440/1r]	表示させ れてい <mark>ま</mark>	tます。ヒット数64件が表示さ ます。
	く 論理式で検索		

一覧表示

ヒット件数 <u>64件</u>

検索結果64件が表示されます。 公報にリンクしているので、公報を 見ることが出来ます。

検索結果一覧

J-PlatPat J-GLOBAL(文献) J-GLOBAL(科学技術用語)

J-GLOBAL(同義語)

表示形式 ⑨項目/イメージ表示 ○PDF表示

検索結果 64件

項番	文献番号	発明の名称	筆頭出願人 (登録公報・US和抄は権利者を表示)	発行日	出願番号	出願日	筆頭IPC
1	<u>特開2013-</u> 240330	ペプチド配列及び ペプチド組成物	ペプトセル リミテッド	2013年12月 05日	特願2013- 122060	2013年06月 10日	C12N 15/09
2	<u>特開2013-</u> 223493	抗原およびアジュ バントの多量体複 合体	イマクシオ エスアー	2013年10月 31日	特願2013- 080729	2013年04月 08日	C12N 15/09
3	<u>特開2013-</u> 209291	マラリアワクチン	株式会社セルフリーサイエンス	2013年10月 10日	特願2010- 164228	2010年07月 21日	A61K 39/002
4	<u>特開2012-</u> <u>254082</u>	組換え熱帯熱マラ リア原虫(Pla smodium f alciparu m)メロゾイト表 面タンパク質 4 お よび 5 およびこれ らの使用	アンスティテュ・パストゥール 他	2012年12月 27日	特願2012- 158992	2012年07月 17日	C12N 15/09
5	<u>特開2012-</u> 051886	寄生虫疾患の処置 のための特異的ヒ	シー・ビー・エフ・レテイ・エ ス・エル・ウニペルソナル	2017年03月 15日	特願2011- 180791	2011年08月 22日	A61K 38/00

検索結果一覧

J-PlatPat J-GLOBAL(文献)

J-GLOBAL(文献)をクリックすると、J-GLOBAL(文献)でヒットした文献が表示されます。ここでは、393768件がヒットしたことが分かります。これは、文献検索でIPCは使えないため、IPCの限定がなく、ワクチン、医薬品等がヒットしたためです。

検索結果 393768件中1から20件を表示

項番	論文タイトル(原)	著者所属機関(日)	著者名(日)
1	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究―医薬品の取り違え防止の視点 に立った薬剤師業務のあり方に関する研究―薬剤師のかかわり方の違いによる手術部で の薬剤管理業務への医師の意見	石巻市病院 薬剤部門	佐藤秀昭
2	平成17年度 厚生労働科学研究 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合 研究事業報告書 一医薬品の取り違え防止の視点に立った薬剤師業務のあり方に関する 研究一より 研究報告一6 薬剤師のかかわり方の違いによる手術部での薬剤管理業 務への医師の意見	石巻市病院 薬剤部門	佐藤秀昭
3	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究―医薬品の取り違え防止の視点 に立った薬剤師業務のあり方に関する研究―手術部で使用する薬剤管理業務の現況調査	石巻市病院 薬剤部門	佐藤秀昭
4	新薬NEWS (薬効分類) 876313 - ウイルスワクチン類 - 特殊承認医薬品 乳 濁細胞培養 A型インフルエンザ HAワクチン(H1N1株)(乳濁細胞培養 A型インフ ルエンザ HAワクチン H1N1「ノバルティス」筋注用)		
5	<u>一般用医薬品の正しい選択と適用 第15回 薬局薬剤師のための薬剤診断 第4章 医薬品服用時に留意すべき生体の反応機構(2)</u>	生態業理研	高橋あきら
6	新しい結核治療ワクチンの開発(Hsp65+IL-12 DNAワクチン)と他の薬 剤・ワクチンとの相乗効果	近畿中央胸部疾患セ 臨床研究セ、ジェノミ ディア研、大阪大	岡田全司、喜多洋子、 橋元里実、仲谷均、西 松志保、木岡由美子、 井上義一、露口一成、 林清二、西田泰子、中 島俊洋、金田安史

種別					
☑公開特許公報 (特開·特表(A)、再公表(A1))	□特許公報 (特公·特許(B)) □米国特許和文抄	録			
	□実用新案公報 (実公・実登(Y)) □欧州特許和文抄	録			
(A1))	D. 大学中华西班牙斯·1998年15月15日 - 144.68				
□中国特許和文抄録	□中国実用新案機械翻訳和文抄録				
J-GLOBAL検索					
☑文献 □科学技術用語 □化学物質 □資料	žį				
キーワード					
全角の場合は100文字以内、半角の場合は200文字以	内で、検索キーワードを入力してください。				
検索項目	検索キーワード	検索方式			
要約 + 請求の範囲 💙 含む 💙 医薬品	一 薬剤 ワクチン	OR 🗸			
AND					
要約 + 請求の範囲 💙 🕏 含む 💙 🔻 マラリ	J.P.	OR 🗸			
AND 要約 + 請求の範囲 V 含す: V ペプラ	C 11	00.14			
要約 + 請求の範囲 含む ペブラ	Fド ペプタイド	OR V			
	三 削 土 追				
	<u></u> ————————————————————————————————————				
	Q キーワードで検索				
論理式					
「論理式に展開」ボタンにより、検索キーワードを、論理式に展開できま Q、 論理式に展開					
व.					
(全角750文字以内、半角1500文字以内)					
[医薬品/AC+薬剤/AC+ワクチン/AC]*[マラリア/AC]*[ベブチド/AC+ベブタイド/AC]					
へ 論理式で検索					
	マ 神生以じ快米				

J-GLOBAL検索するには 特許検索も併せて行う必要 があり、文献検索単独では 検索出来ません。

IPC C07K14/445の 代わりに、キーワードとし て、ペプチド等を入力して 検索します。

J-GLOBAL検索					
☑文献 □科学技術別	用語 □化学物質	□資料			
キーワード					
全角の場合は100文字以	以内、半角の場合は20	00文字以内で、検索キーワードを入力してください。			
検索項目		検索キーワード	検索方式		
要約 + 請求の範囲	∨ 含む ∨	医薬品 薬剤 ワクチン	OR 🗸		
	AND				
要約 + 請求の範囲	∨ 含む ∨	マラリア	OR 🗸		
	AND				
要約 + 請求の範囲	∨ 含む ∨	ペプチド ペプタイド	OR 🗸		
		一			
		<u>除</u>	<u>nd</u>		
		9、キーワードで検索			
論理式					
	シ/ことり - 鈴売七二口	ードを、論理式に展開できま 0 会研式に展開			
す。		ードを、論埋式に展開できま Q 論理式に展開			
(全角750文字以内、半					
[医薬品/AC+薬剤/AC+ワ	フクチン/AC]*[マラリ	ア/AC]*[ペブチド/AC+ペブタイド/AC]			
Q 論理式で検索					
		ヒット件数 363件 一覧表示			

ヒット件数363件が 表示されます。 これは公開特許の 件数です。

検	検索結果一覧							
J-Pl	latPat J-GLOB/	AL(文献) J-GLOBAL(科学技術用語) J-GLOBAL(化学	物質) J-GLOBAL(i	資料) J-GLOE	BAL(同義語)		
表示形式 ◎項目/イメージ表示 ○PDF表示 363件の公開特許が表示されます。IPC の限定に比べてかなり緩いので、ヒット ☆素結果 363件 数が多くなっています。								
項番	文献番号	発明の名称	筆頭出願人 (登録公報・US和抄は権利者を表	発行日 :示)	出願番号	出願日	筆頭IPC	
1	<u>特開2015-</u> 147778	I L – 6 に対する 抗体およびその使 用	アルダーバイオ ホールディング エルエルシー 他	プス 2015年08 月20日	特願2015- 054937	2015年03 月18日	A61K 39/395	
2	特開2015- 134808	ワクチン増強剤と してのaチモシン ペプチド	サイクローン・ファーマシュー ティカルズ・インコーポレイテ ド	2015年07 ツ 月27日	特願2015- 057490	2015年03 月20日	A61K 39/39	
3	<u>特開2015-</u> 131809	I L – 1 7 結合夕 ンパク質	アッヴィ・インコーポレイテッ	ド 2015年07 月23日	特願2015- 013441	2015年01 月27日	C07K 16/24	
4	特開2015- 078221	新規の組成物及び アジュバント	アイ ディー バイオメディカル コーポレーション オブ ケベック	2015年04 カ 月23日	特願2014- 250767	2014年12 月11日	A61K 39/39	
5	<u>特開2015-</u> 051993	経口ドラッグデリ バリーシステム	デュレクト コーポレーション	2015年03 月19日	特願2014- 227303	2014年11 月07日	A61K 31/5513	
6	<u>特開2015-</u> 044861	哺乳類疾病の治療 のための化学組成 物およびその使用	セービン, ロバート	人2015年03 月12日	特願2014- 242478	2014年11 月28日	A61K 33/34	
7	特開2014-	インターロイキン	アッヴィ・バハマズ・リミテッ	ド 2014年12	特願2014-	2014年07	C07K 16/24	

検索結果一覧

J-PlatPat J-GLOBAL(文献)

J-GLOBALをクリックすると、検索結果60件が表示されます。タイトルにリンクがあって、JSTのJ-GLOBALサイトに繋がりますが、文献の内容は見ることは出来ません。

検索結果 60件中1から20件を表示

項番	論文タイトル(原)	著者所屋機関(日)	著者名(日)
1	マラリアに自然暴露したガンビア成人において特異的ペプチド配列への細胞性免疫応答 に関連したインターフェロンガンマ高産生を誘導する選伝子組み換え熱帯熱マラリア原 虫C末端19キロダルトンメロゾイト表面タンパク質1ワクチン候補	Medical Res. Council Lab., GMB. Centre de Rech. Biom oleculaire Pietro Ann igoni, BF A.MRC Nati onal Inst. for Medica I Res., Lo ndon, GBR	C. YINDOM L. M. SIMP ORE J. MOR GAN W. D. HOLDER A. A. ISMAILI
2	マラリア寄生虫に対する抗菌ペプチドに関する研究進展	Shandong I nst. of Pa rasitic Di seases, Ji ning	Huo Hongji e.Wang Hua iwei.Gong
3	Plasmodium falciparumのアピカル膜抗原Iから誘導されたシクロペプチド模倣体およびそれらのマラリアのワクチンの設計への応用	ch Swiss T ropical In	UELLER M、Z

ご静聴有難う御座いました。

